

平成21年版 自主点検表（指定介護予防訪問介護事業）

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	確 認 結 果
第1基本方針	<p>介護予防訪問介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。 ・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。 	<p>法第115条の3 第1項 平18 厚労令35 第4 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・概況説明 ※定款、寄附行為等 ※運営規程 ・パンフレット等 	
第2人員に関する基準 1 訪問介護員等の員数	<p>指定介護予防訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。</p> <p>訪問介護員等：①介護福祉士、②都道府県知事が行う研修若しくは都道府県知事が指定するものを行う研修の修了者。</p> <p>常勤換算方法：（総従業者の1週間の勤務延時間数）÷（事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。））</p> <p>勤務延時間数：サービス提供、準備、待機時間を含む</p> <p>「勤務日及び勤務時間が不規則な登録訪問介護員等の勤務延時間数の算定」</p> <p>イ 登録訪問介護員等によるサービス提供実績がある事業所については、登録訪問介護員等1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録訪問介護員等の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。</p>	<p>法第115条の4 第1項 平18 厚労令35 第5条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員勤務表 ・訪問介護記録 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ※訪問介護員養成研修修了証明書 ・職員履歴書 ・登録証（写） 	

	<p>ロ 登録訪問介護員等によるサービス提供実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためイの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、当該登録訪問介護員等が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。</p> <p>なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならぬため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。</p>			
<p>2 サービス提供責任者</p>	<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であって専ら指定介護予防訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者として いるか。</p> <p>ただし、サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。 ・サービス提供責任者は、常勤で専ら指定介護予防訪問介護事業に従事しているか。 <p>常勤：当該事業所における勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）に達していることをいう。</p> <p>なお、併設事業所の職務であって当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないものについては、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。</p> <p>専ら：サービス提供時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。常勤・非常勤の別は問わない。</p> <p>サービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所にお</p>	<p>平18厚労令35 第5条第2項</p> <p>平11老企25第3 の1の1(2)①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員勤務表 ・ 訪問介護記録 ・ 常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ※ 訪問介護員養成研修修了証明書 ・ 職員履歴書 ・ 登録証（写） 	

	<p>ける勤務時間をいう。</p> <p>(2) サービス提供責任者の配置の基準は、以下のいずれかに該当する員数を置いているか。</p> <p>①当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が概ね450時間又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。</p> <p>②当該事業所の訪問介護員等の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。</p> <p>・サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の職員であるか。</p> <p>イ 介護福祉士</p> <p>ロ 介護保険法施行規則に規定する介護職員基礎研修を修了した者</p> <p>ハ 介護職員に関する1級課程の研修を修了した者</p> <p>ニ 介護職員に関する2級課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものの</p> <p>なお、3年間の実務経験の要件が達成された時点と2級課程の研修修了時点との前後関係は問わない。</p>	<p>平11老企25第3の1(2)②</p>		
<p>3 指定訪問介護事業所の指定を併せて受けている場合</p>	<p>指定介護予防訪問介護事業所が、指定訪問介護事業所の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準に規定する人員基準を満たすことをもって、訪問介護員等の員数に係る人員基準を満たしているものとみなして差し支えない。</p>	<p>平18厚労令35第5条第3項</p>		
<p>4 管理者</p>	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>（ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</p> <p>・「専ら」の管理者を置いているか。</p>	<p>平18厚労令35第6条</p>		

第3 設備に関する基準	<p>管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合には、管理業務に支障があると考えられる。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。</p> <p>(2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問介護事業所は、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。</p> <p>特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。</p> <p>なお、指定介護予防訪問介護事業所が、指定訪問介護事業所の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、設備及び備品等を備えているものとみなして差し支えない。</p> <p>{ 設備については全て現場確認 }</p> <p>(設備・備品についてはレンタルでも可)</p>	<p>法第115条の4第2項</p> <p>平18厚労令35第7条第1項</p> <p>平11老企25第3の1の2(2)</p> <p>平18厚労令35第7条第1項</p> <p>平11老企25第3の1の2(3)</p> <p>平18厚労令35第7条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員勤務表 ・ 訪問介護記録 <p>※事業所の平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備、備品台帳 ・ 机、椅子、電話、手指洗浄設備等 ・ レンタル契約書
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>法第115条の4第2項</p> <p>平18厚労令35第8条</p>	<p>※運営規程</p>

2 提供拒否の禁止	<p>(2) 文書はわかりやすいものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。 <p>指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではないか。</p> <p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>提供を拒むことのできる正当な理由とは</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当該事業所の現員では対応しきれない。 ②利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難である。 	<p>平11老企25第3の1の3(1)</p> <p>平18厚労令35第9条</p> <p>平11老企25第3の1の3(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録 <ul style="list-style-type: none"> ・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料
3 サービス提供困難時の対応	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援事業者への連絡を行っているか。 ・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。 	<p>平18厚労令35第10条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供依頼書
4 受給資格等の確認	<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。 <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者資格 ②要支援認定の有無 ③要支援認定の有効期間 	<p>平18厚労令35第11条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※サービス提供票 ・利用者に関する記録

	<p>他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>・ 介護を提供するに当たって、介護予防支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>・ 介護の提供の終了に当たって、利用者等に適切に指導を行い、介護予防支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。</p>	<p>平18 厚労令35 第14条第2項</p>	<p>・ 情報提供に関する記録</p>	
<p>8 介護予防サービス費の支給を受けるための援助</p>	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。</p> <p>「施行規則第83条の9介護予防サービス費の支給要件」とは、</p> <p>① 居宅要支援被保険者が指定介護予防サービスを受ける場合であって、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 当該居宅要支援被保険者が指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっているとき。</p> <p>イ 当該居宅要支援被保険者が基準該当介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出</p>	<p>平18厚労令35 第15条</p>	<p>・ 指導に関する記録</p>	

	<p>ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該基準該当介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっているとき。</p> <p>ウ 当該居宅要支援被保険者が介護予防小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス基準により作成された指定介護予防サービスの利用に係る計画の対象となっているとき。</p> <p>エ 当該居宅要支援被保険者が当該指定介護予防サービスを含む指定介護予防サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているときであって、当該市町村が当該計画を適当と認めたとき。</p> <p>② 介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護を受けるとき。</p> <p>・ 介護予防支援事業者に関する情報提供を行っているか。</p>		
9 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しているか。</p>	平18厚労令35第16条	<p>※介護予防サービス計画書</p> <p>※週間サービス計画表</p> <p>※介護予防訪問介護計画書</p> <p>・利用者に関する記録</p>
10 介護予防サービス計画等の変更の援助	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p> <p>{介護予防サービス計画の変更を希望する場合}</p> <p>・ 介護予防支援事業者への連絡を行っているか。</p> <p>・ 法定代理受領サービスとして提供するためには支給限度額の範囲内で介護予防サービス計画を変更する</p>	平18厚労令35第17条	<p>※サービス計画表</p> <p>※サービス提供票</p> <p>(変更があったかの確認)</p>

11 身分を証する書類の携行	<p>必要がある旨の説明を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他必要な援助を行っているか。 <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身分を明らかにする書類、名札等を携行しているか。 ・初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨従業者に指導を行っているか。また、どのような方法で指導を行っているか。(いつ、誰が) <p>(2) 証書等には、当該指定介護予防訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名の記載があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の名称、氏名が記載されているか。(写真の貼付や職能の記載もあることが望ましい。) 	<p>平18厚労令35第18条</p> <p>平11老企25第3の1の3(8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアル <p>実態確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則 ・業務マニュアル ・研修マニュアル <p>・身分を証する書類</p>
12 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 ・介護予防サービス費の額は記載されているか。 ・その他必要な事項は記載されているか <p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	<p>平18厚労令35第19条第1項</p> <p>平18厚労令35第19条第2項</p>	<p>※介護予防サービス計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護記録
13 利用料等の受領	<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サー</p>	<p>平18厚労令35</p>	

<p>ビスに該当する指定介護予防訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1割相当額の支払いを受けているか。 	<p>第20条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収証控
<p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>{法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した場合}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10割相当額の支払いを受けているか。 ・ 基準額との間に不合理な差額が生じていないか。 	<p>平18厚労令35 第20条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 運営規程（利用料その他の費用の確認） ※ サービス提供票、別表 ・ 領収証控
<p>(3) 指定介護予防訪問介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合の、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>{利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を提供した場合}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それに要した交通費の額以外の支払を受けていないか 	<p>平18厚労令35 第20条第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 重要事項説明書 ※ 運営規程（実施区域の確認） ※ 領収証控 ・ 車両運行日誌
<p>(4) 指定介護予防訪問介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>平18厚労令35 第20条第4項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明文書 ・ 利用申込書 ・ 同意書
<p>(5) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護その他のサービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p>	<p>法第53条第7項 （準用第41条第8項）</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者から支払いを受けた際、領収証を交付しているか。 		※領収証控
	<p>(6) 指定介護予防訪問介護事業者は、法第53条第7項の規定により交付しなければならない領収証に、指定介護予防訪問介護について居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号、第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防訪問介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収証には費用区分を明確にしているか <ul style="list-style-type: none"> ①基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ②その他の費用（個別の費用ごとの区分） 	施行規則第65条	
14 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な内容を記したサービス提供証明書を交付しているか。 	平18厚労令35第21条	※サービス提供証明書（控）（介護給付費明細書代用可）
15 同居家族に対するサービス提供の禁止	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはいないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等と利用者が同居家族であるケースはないか。 	平18厚労令35第22条第1項	
16 利用者に関する市町村への通知	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知</p>	平18厚労令35第23条	※市町村に送付した通知に係る記録

<p>17 緊急時等の対応</p>	<p>しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>・緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。</p>	<p>平18厚労令35 第24条</p>	<p>※運営規程 ※利用者に関する記録 ※訪問介護の記録</p>	
<p>18 管理者及びサービス提供責任者の責務</p>	<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>・管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者に「人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守させるため、必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。</p> <p>② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。</p>	<p>平18厚労令35 第25条第1項</p> <p>平18厚労令35 第25条第2項</p> <p>平18厚労令35 第25条第3項</p>	<p>・組織図・組織規程 ※運営規程 ・職務分担表 ・業務報告書・業務日誌等</p> <p>・組織図・組織規程 ・辞令等 ・業務日誌等 ※運営規程 ※介護予防訪問介護計画書 ※サービス利用票</p>	

	<p>③ サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。</p> <p>④ 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。</p> <p>⑤ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。</p> <p>⑥ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。</p> <p>⑦ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。</p> <p>⑧ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。</p>			
19 運営規程	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑥ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑦ その他運営に関する重要事項</p> <p>・運営規程に上記①～⑦が記載されているか。</p> <p>・①～⑦の内容は適正か</p>	平18厚労令35第26条	※運営規程 ・指定申請及び変更届（写）	
20 介護等の総合的な提供	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがないか。</p>	平18厚労令35第27条		
21 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めているか。</p>	平18厚労令35第28条第1項		

- ・適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務体制を月ごとに定めているか。
- ・事業所の従業者が常時10名以上の場合、就業規則を定め、届け出ているか。

(参考)

◎労基法第89条

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。

- ① 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等
- ② 賃金の決定、計算及び支払方法、昇給等
- ③ 退職に関する事項退職手当の定めをする場合に、それに関する事項
- ④ 臨時の賃金及び最低賃金額の定めをする場合に、それに関する事項
- ⑤ 労働者に負担をさせる定めをする場合に、それに関する事項
- ⑥ 安全及び衛生に関する定めをする場合に、それに関する事項
- ⑦ 職業訓練に関する定めをする場合に、それに関する事項
- ⑧ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合に、それに関する事項
- ⑨ 表彰及び制裁の定めをする場合にそれに関する事項
- ⑩ 当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合に、それに関する事項

(2) 指定介護予防訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。

- ・勤務体制が勤務表（原則として月ごと）により明確にされているか。
- ・必要事項が記載されているか。

(3) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問

- ※就業規則
- ※運営規程
- ・雇用契約書
- ※勤務表

平11老企25第3
の1の3(18)①

平18厚労令35

	<p>介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等によってサービスの提供が行われているか。 	第28条第2項	
22 衛生管理等	<p>(4) 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。 <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>特に、指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の実施状況（年1or2回） ・衛生マニュアル、健康マニュアル類の策定状況等 ・感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。 	<p>平18厚労令35第28条第3項</p> <p>平18厚労令35第29条第1項</p> <p>平11老企25第3の1の3(19)</p>	<p>※雇用契約書</p> <p>※勤務表</p> <p>・研修受講修了証明書</p> <p>・洗濯の記録</p> <p>※健康診断の記録</p> <p>・衛生マニュアル等</p>
23 掲示	<p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備及び備品についてどのようにして衛生的な管理に努めているか（設備の清掃、消毒、備品等の保管方法、保管状態） <p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平18厚労令35第29条第2項</p> <p>平18厚労令35第30条</p>	

24 秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。(記載事項、文字の大きさ、掲示方法等、掲示物の確認) ・掲示事項の内容、実際行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。 <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らしていないか。 ・秘密保持のため必要な措置を講じているか(例えば雇用時の取り決め等を行っているか)。 <p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を用いる場合、文書により利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配付される範囲等)がなされ、同意を得ているか。 ・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。 	<p>平18厚労令35第31条第1項</p> <p>平18厚労令35第31条第2項</p> <p>平18厚労令35第31条第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就業時の取り決め等の記録 ・利用者の同意書 ・実際に使用された文書等(会議資料等)
25 広告	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虚偽又は誇大な内容の広告となっていないか ・広告の内容が事業の概要や運営規程と異なる点はないか。 	<p>平18厚労令35第32条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告
26 介護予防支援事	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者</p>	<p>平18厚労令</p>	

<p>業者に対する利益供与の禁止</p>	<p>又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>35第33条</p>	
<p>27 苦情処理</p>	<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平18厚労令35第34条第1項</p>	<p>※運営規程 ・ 掲示物 ※指定申請書の写 ※苦情に関する記録</p>
<p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p>	<p>平11老企25第3の1の3(23)①</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情を相談する窓口があるか。 ・ 苦情処理体制、手続きが定められているか。 ・ 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明など適切か。 ・ 苦情に対する措置の概要を掲示しているか。 			
<p>(2) 指定介護予防訪問介護事業所は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>平18厚労令35第34条第2項</p>		
<p>(3) 指定介護予防訪問介護事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p>	<p>平11老企25第3の1の3(23)②</p>		
<p>(4) 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p>	<p>平18厚労令35第34条第3項</p>		
<p>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 		<p>・ 指導等に関する</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う調査に協力しているか。 		記録
	(5) 指定介護予防訪問介護事業所は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	平18厚労令35 第34条第4項	
	(6) 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平18厚労令35 第34条第5項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 ・国保連が行う調査に協力しているか。 		・指導等に関する記録
	(7) 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	平18厚労令35 第34条第6項	
28 事故発生時の対応	(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平18厚労令35 第35条第1項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供により事故が発生した場合、市町村、家族、介護予防支援事業者等に連絡を行う等必要な措置を講じているか。 		・連絡マニュアル類 ・事故記録
	(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	平18厚労令35 第35条第2項	
	(3) 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平18厚労令35 第35条第3項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 		

29 会計の区分	<p>(4) 指定介護予防訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとの経理区分となっているか ・指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか <p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針に沿った会計処理となっているか 	<p>平11老企25第3の1の3(24)③</p> <p>平18厚労令35第36条</p> <p>平13老振18</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計関係書類
30 記録の整備	<p>(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護予防訪問介護計画書 ② 基準第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 基準第23条に規定する市町村への通知に係る記録 ④ 基準第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 基準第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 	<p>平18厚労令35第37条第1項</p> <p>平18厚労令35第37条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員名簿 ・設備台帳 ・備品台帳 ・会計関係書類 ・各種保存書類 <p>※介護予防訪問介護計画書</p> <p>※サービス提供証明書</p> <p>※市町村への通知に係る記録</p>
第5 介護予防のための効果的な支援の方	<p>(1) 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防に資するようその目標を設定し、計画的に行われているか。</p>	<p>平18厚労令35第38条第1項</p>	

<p>法に関する基準</p> <p>1 指定介護予防訪問介護の基本取扱方針</p>	<p>・次の点に留意しているか。</p> <p>① 介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものでなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行っているか。</p> <p>② 介護予防の十分な効果をもつ観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めているか。</p> <p>③ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮しているか。</p>	<p>平11老企25第4の3の1(1)</p>	<p>※介護予防訪問介護計画書</p> <p>・訪問介護記録</p> <p>※サービス提供記録</p> <p>・利用者に関する記録</p>
	<p>(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平18厚労令35第38条第2号</p>	
	<p>・提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図っているか。</p> <p>(介護予防訪問介護の質の評価に係る事例確認)</p>	<p>平11老企25第4の3の1(1)④</p>	<p>※介護予防訪問介護計画書</p> <p>・評価を実施した記録</p>
<p>2 指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針</p>	<p>(1) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。</p>	<p>平18厚労令35第39条第1号</p>	

<p>(2) サービス提供責任者は、(1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、介護予防訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにしているか。 (アセスメント) ・計画書には、支援の方向性や目標が明確にされ、担当する訪問介護員が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等が記載されているか。 なお、介護予防訪問介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。 	<p>平18厚労令35 第39条第2号</p>	<p>※介護予防訪問介護計画書</p>
<p>(3) 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>なお、介護予防訪問介護計画作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防訪問介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されているか 	<p>平18厚労令35 第39条第3号</p>	<p>・介護予防サービス計画書 ※介護予防訪問介護計画書</p>
<p>(4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護計画の目標や内容等について利用者又はその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価について説明を行っているか。 	<p>平18厚労令35 第39条第4号</p>	<p>※介護予防訪問介護計画書</p>
<p>(5) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作</p>	<p>平18厚労令35</p>	

<p>成した際には、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付しているか。</p>	<p>第39条第5号</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しているか。 		
<p>(6) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。</p>	<p>平18厚労令35 第39条第6号</p>	
<p>(7) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	<p>平18厚労令35 第39条第7号</p>	
<p>(8) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p>	<p>平18厚労令35 第39条第8号</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等研鑽を行っているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・研修参加状況等 が分かる書類
<p>(9) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っているか。</p>	<p>平18厚労令35 第39条第9号</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも月1回は、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているか、又、計画策定時から利用者の状態等が大きく異なっていないか等を確認するため、介護予防支援事業者に対して、利用者の状態や当該利用者に対するサービスの提供状況等を報告しているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援事業者への報告記録

	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護計画に定める計画期間が終了するまでに、1回はモニタリングを行い、目標の達成状況等を把握しているか。 		・モニタリングの記録
	(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。	平18厚労令35第39条第10号	
	(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行っているか。	平18厚労令35第39条第11号	
	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等は、介護予防支援事業者等と相談の上、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行っているか。 		
	(12) 介護予防訪問介護計画の変更を行う際も(1)から(10)に準じて取り扱っているか。	平18厚労令35第39条第12号	
3 指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点	指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行っているか。	平18厚労令35第40条	
	(1) 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ効率的かつ柔軟なサービス提供に努めているか。	平18厚労令35第40条第1号	
	(2) 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しているか。	平18厚労令35第40条第2号	
第6 変更の届出等	指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定に係る事業	法第115条の5	

<p>第7 介護予防サービス介護給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本的事項</p>	<p>所の名称及び所在地その他厚生労働省令（介護保険法施行規則第140条19）で定める事項に変更があったとき、又は当該指定介護予防訪問介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより10日以内にその旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 <ul style="list-style-type: none"> ①事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 ③申請者の定款、寄附行為及びその登記事項証明書又は条例等 ④事業所の平面図 ⑤事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所 ⑥運営規程 ⑦当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項 ⑧役員の氏名、生年月日及び住所 ・ 下記廃止等の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 <ul style="list-style-type: none"> ①廃止、休止又は再開した年月日 ②廃止又は休止した場合にあっては、その理由 ③廃止又は休止した場合にあっては、現に指定介護予防サービスを受けていた者に対する措置 ④休止した場合にあっては、休止の予定期間（都道府県を移動する住所地の変更の場合は、移転前の都道府県への事業廃止届及び移転後の都道府県への新たな指定申請が必要となる。） <p>(1) 指定介護予防訪問介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。（ただし、指定介護予防訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定す</p>	<p>法第53条第2項 平18厚劳告127第一号</p>	<p>※届出書類の控 ※定款 ※寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ※事業所の平面図 ※運営規程 ・ 職員名簿</p> <p>※介護予防訪問介護計画書 ※介護給付管理表 ※介護給付費請求書</p>
--	--	----------------------------------	--

2 支給区分	<p>る旨を、都道府県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。)</p> <p>(2) 指定介護予防訪問介護事業に要する費用の額は、別に「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>利用者に対して指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等が、指定介護予防訪問介護を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>①介護予防訪問介護費(Ⅰ) 介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定介護予防訪問介護が必要とされた者 1,234単位/月</p> <p>②介護予防訪問介護費(Ⅱ) 介護予防サービス計画において、1週に2回程度の指定介護予防訪問介護が必要とされた者 2,468単位/月</p> <p>③介護予防訪問介護費(Ⅲ) 介護予防サービス計画において、②に掲げる回数を超える指定介護予防訪問介護が必要とされた者 4,010単位/月</p> <p>・あらかじめ、指定介護予防支援事業者による適切なアセスメントにより作成された介護予防サービス計画において、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して、標準的に想定される1週当たりのサービス提供頻度に基づき、各区分を位置づけているか。</p> <p>・1回当たりのサービス提供時間は、介護予防サービス計画において設定された目標等を勘案し、必要な</p>	<p>平12老企39</p> <p>平18厚労告127 第二号</p> <p>平18厚労告127 第三号</p> <p>平18厚労告127 別表の1注1</p>	<p>※介護給付費明細書</p> <p>※サービス提供証明書</p> <p>「介護予防訪問介護サービスコード票」参照</p>	<p>・同上</p>
--------	---	---	--	------------

	<p>程度の量を介護予防訪問介護事業者が作成する介護予防訪問介護計画に位置づけているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供の時間や回数の程度については、当初の介護予防訪問介護計画における設定に必ずしも拘束されるものではなく、利用者の状態の変化、目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更するなど柔軟な対応を行っているか。 ・ サービス提供の程度の変更に際しては、介護予防サービス計画との関係を十分に考慮し、指定介護予防支援事業者と十分な連携を取っているか。 ・ 通院等乗降介助について算定していないか。 			
<p>3 3級訪問介護員による介護予防訪問介護の取扱い</p>	<p>介護予防訪問介護計画上3級訪問介護員（平成12年厚生省告示第23号の一）の派遣が予定されている場合は、当分の間、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>利用者ごとにみて、当該月の報酬全体について、100分の80に相当する単位数を算定しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3級訪問介護員は、平成21年3月31日時点において、指定介護予防訪問介護事業所に雇用されており、かつ、平成21年4月1日以降も引き続き当該事業所に訪問介護員として雇用されている者であるか。 <p>※ 3級訪問介護員に係る介護報酬の算定は、平成22年3月31日までとする。</p>	<p>平18厚労告127別表の1注2</p> <p>平18老計発・老振発・老老発0317001第二の2(3)</p>		
<p>4 特別地域介護予防訪問介護加算</p>	<p>平成12年厚生省告示第24号（別に厚生労働大臣が定める地域）に所在する指定介護予防訪問介護事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問介護を行った場合は、特別地域介護予防訪問介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚労告127別表の1注3</p>		
<p>5 中山間地域等における小規模事業所加算</p>	<p>中山間地域等（別に厚生労働大臣が定める地域）に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する訪問介護事業所又はその一部として使用される事業所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、1月につき100分の10を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚労告127別表の1注4</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域等（平21厚労告83第一号） ・ 1月当たり実利用者数が5人以下であること。 	平12厚告26 第五十九号		
6 中山間地域等に 居住する者へのサー ビス提供加算	中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて、指定訪問介護を行った場合は、月回につき100分の5を所定単位数に加算しているか。	平12厚労告127 別表の1の注5		
7 サービス種類相 互の算定関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域等（平21厚労告第83第二号） ・ 利用者が通常の事業の実施地域以外の地域に居住している場合に、交通費を受け取っていないか。 <p>(1) 利用者が以下のサービスを受けている間に、介護予防訪問介護費を算定していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防特定施設入居者生活介護 ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護 <p>(2) 利用者が一の指定介護予防訪問介護事業所において、指定介護予防訪問介護を受けている間に、当該指定介護予防訪問介護事業所以外の指定介護予防訪問介護事業所が指定介護予防訪問介護を行った場合に、介護予防訪問介護費を算定していないか。</p>	平18老計発・ 老振発・老老 発0317001第 二の2(5) 平18厚労告127 別表の1注6		
8 初回加算	新規に介護予防訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定介護予防訪問介護を行った日の月に指定介護予防訪問介護を行った場合又は当該指定介護予防訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定介護予防訪問介護を行った日の月に指定介護予防訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき200単位を算定しているか。	平18厚労告127 別表の1注7 平12厚告127別 表の1の二		